UP 長崎
5
2018

Line up

1面　人材不足解決へ打つ手は、企業の魅力向上
2面　事業承継税制が改正されました!!
3面　長崎オフィス　Facebook!
4面　セミナーのご案内
　　税務calendar
特別編1・2面　新入社員紹介
特別編2面　懇親会を実施しました!

GWを過ぎ5月に入ると、夏の気配が強くなってきます。予報によると、今年の夏は平年より暑い日が多くなる見通しだそうです。皆様、暑さによる体調悪化にはお気を付け下さい。

人材不足解決へ打つ手は、企業の魅力向上

先日、名古屋にある大手会計事務所の見学会に参加してきました。この会計事務所は、我々アップパートナーズグループの約二倍の規模で、日本でも有数の大型会計事務所グループです。弊社とは30年近いお付き合いがあり、経営哲学やビジネスの手法など、色々と学ばせて頂きました。この会計事務所が昨年秋と今年春の二回に分けて、約10年ぶりに見学会を開催するとのことで、春の見学会に参加させて頂きました。

実は、10年前の見学会にも足を運んだことがあり、それ以来久しぶりにお訪ねしたのですが、前回は名古屋市の郊外にあった事務所が、今は名古屋駅に直結するオフィスビルの高層階に移っていました。非常に綺麗なビルで、大きな窓から名古屋市街を一望でき、絶景でした。

長崎オフィス　所長
内田　佳伯

会計事務所という業種は、お客様の所へこちらからお伺いすることが多いものです。外出している社員も多く、昼間のオフィスは閑散とするため、オフィスの稼働率は低くなります。東京や大阪の都心部であれば、お客様に事務所へお越し頂く「来店型」にして外出を極力減らす、出向く場合も公共交通機関の利用で訪問する、といったような工夫ができます。

しかし、大都市とは言え名古屋であれば、自動車の利用は避けられませんので、中心部にオフィスを構えると、オフィスコストに加え、駐車場の確保にも相当のコストが掛かるでしょう。弊社も博多駅前に本部である福岡オフィスを構えていますが、やはりオフィスコストの負担や駐車場の確保に苦労しています。私には、なぜ高コストで駐車場の確保も難しい場所へ移ったのか、理由がわかりませんでしたが、見学会の中でその理由が説明されました。

なんと、「人材確保のため」だそうです。人手不足は都会ほど深刻になっている傾向がありますが、名古屋にあるこの会計事務所でも同じく、大きな経営課題となっているそうです。その対策として、AIなどによる省力化や女性の活躍などと並行して、新卒者が「入社したい!!」と思えるオフィスにするために移転したとのこと（もちろん、それだけではないのでしょうが、大きな理由の一つだそう）です。ちなみに、引っ越しに掛かったコストは一億円、と仰っていました。

多くの会社にとって、人…社員が最も重要な資源です。その確保のために投資をする、というのは当たり前と言えば当たり前なのですが、ここまでする必要があるほど人手不足が深刻であることを実感し、非常に危機感を覚えました。これからますます、省力化、女性の活躍、そして職場としての魅力向上など種々の取り組みが、会社の将来を左右することになりそうです。アップパートナーズグループも気を引き締め、こうした取り組みを進めて参ります。

UP 長崎 5 2018

事業承継税制が改正されました!!

一般社団法人 昇継
長崎オフィス　業務部
M&Aシニアエキスパート・相続診断士
平井　健太朗

日本の企業の 99%以上は、中小企業が占めています。その中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後 10 年の間に平均引退年齢である 70 歳を迎える方は 245 万人になるものと推計されているにもかかわらず、その半数以上の方々が事業承継の準備を終えることができていないという実情があります。これを踏まえ、平成 21 年度税制改正で創設された「事業承継税制」が、今回抜本的に拡充されました。

そもそも事業承継税制とは、国に申請をして認定を受ければ、経営者が保有している会社の株式を生前贈与や相続で後継者へ渡す際に掛かる税金を、一定の要件のもと猶予し、その後一定期間保有すれば免除する、という制度です。優良な会社が、多額の納税のせいで安定した経営ができなくなり、廃業を余儀なくされてしまうことのないように創設されました。

しかし、今まで数回改正が行われたにもかかわらず、適用要件が厳しく使い勝手が悪かったため、ほんの一部の方のみの利用に留まっていました。今回の改正では、適用要件のハードルが下がったことにより、利用者が大幅に増加することが見込まれています。

改正点については、以下の表をご覧ください！

【現行・特例制度の比較】

	現行制度（改正前）	☆特例制度（改正後）☆
納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の 2/3 に達するまでの株式	取得した全ての株式
納税猶予税額	・贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 ・相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の80%	・贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 ・相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の全額
雇用確保要件	経営承継期間内の一定基準日における雇用の平均が「贈与時または相続時の雇用の 8 割」を下回った場合には、納税猶予は打ち切られ、猶予税額の全額を納付	経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時または相続時の雇用の 8 割」を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書類（税理士等の認定支援機関作成）を都道府県へ提出すれば納税猶予は継続 ⇒5 年間の雇用平均 8 割維持要件の大幅緩和（専門家の中には実質撤廃と言う方も！）
先代経営者の要件	納税猶予対象株式代表権を有するまたは有していた先代経営者1人から、株式を承継する場合のみ適用対象	複数人（代表者以外の者を含む）からの特例後継者への承継も適用対象
後継者の要件	代表権を有しているまたは代表権を有する見込みである後継者 1 人への承継のみ適用対象	代表権を有する複数人（最大3人）への承継も適用対象（ただし株式10%以上保有等の要件あり）
猶予期限の確定事由（譲渡・合併・解散等）に該当した場合の納付税額	株式の贈与時・相続時の相続税評価額を基に計算した納付税額	一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併の対価の額または解散の時における相続税評価額を基に、納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合、差額を免除
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は 60 歳以上の父母または祖父母、受贈者は 20 歳以上の子または孫などの贈与者の直系卑属	贈与者（60 歳以上）の推定相続人以外の者（20 歳以上）の特例後継者も適用対象 贈与者の子や孫でない場合でも適用可能

上表の「現行制度（改正前）」と「特例制度（改正後）」とを見比べてみると、多くの中小企業にとってこの制度が利用しやすくなるよう、要件の緩和が行われていることがわかります。

この新事業承継税制は、平成30年1月1日から 39 年12月31日までの間の贈与・相続で取得する株式について適用となりますが、そのためにはまず、30 年 4 月 1 日から35年3月31日までの間に、「特例承認計画」を都道府県に提出する必要があります。複雑な要件やデメリットもありますし、全ての会社にとって最適な制度かというとそうではありませんので、まずは現状を認識し、自社にとって最適な事業承継スキーム（計画・手順）を検討することが必要だと思います。

弊社では既に多くのお問い合わせを頂いている状況です。この制度を利用「する・しない」にかかわらず、事業承継をお考えの経営者様は、是非一般社団法人昇継までご連絡下さい。

長崎オフィス　Facebook！

社内イベント　H30.4.18 UP！

社内イベント『第４回ランチ会』を、4/11（水）のお昼休みに実施しました！「部署の垣根を越えたコミュニケーションの場つくり」を趣旨として、毎回スタッフがメニュー選びや会場の雰囲気づくりなど、自主的に工夫を凝らして企画しており、今回は人数が 50 名くらいで大盛況でした。

エレガントなクラシック音楽に心躍らせ人気店のとんかつ＆エビフライ弁当を楽しみながら、談笑に花を咲かせる時間となりました。今回は新入社員さんも多く参加しており…続きは Facebook をご覧ください。

新入社員研修スタート！　H30.4.18 UP！

人材強化のため年度を通じて採用はしているのですが、新規卒業生の入社時期に揃え、例年この時期に研修を実施しています。

・基礎研修（社会人基礎力・各種税法・会計など）
・応用研修（各種専門分野 … 医科・歯科・介護福祉・公益・事業承継など）

などの受講を通じて、OJTだけでなく実践力に繋がる知識の強化も図っています。近い将来の活躍を願って、社内の担当講師としても、一コマ一コマに熱が入ります。

セミナー実施報告です！　H30.4.4 UP！

株式会社　内田会計事務所で3/31（土）、（株）M&C パートナー　医業経営コンサルタントの酒井麻由美氏を講師としてお招きし、医業経営セミナー『2018年診療報酬改定とその対応策』を実施しました。

サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金（IT導入補助金）　H30.3.29 UP！

◇補助金額 …… 15万円～ 50万円（補助率上限 1/2）
◇申請期限 …… 平成30年6月4日（月）（…中略）
☆詳しくは、以下の『IT導入補助金』公式サイトをご覧ください！　https://www.it-hojo.jp/

モール活用型EC（※）マーケティング支援事業　H30.4.6 UP！

（※）EC…eコマース（電子商取引ーインターネット売買など）
◇募集期限 …… 平成 30 年 5 月 18 日（金）
◇募集対象者 ……「EU加盟国を対象として、EU モールへ出店する中小企業者（みなし大企業を除く。）」であること。
◇補助内容 ……（…中略）詳しくは、以下の公式サイトをご覧ください。　https://crossborder.smrj.go.jp/

「いいね！」やコメント、いつもありがとうございます！今後とも経営ミミヨリ情報から、社内の身近な出来事など、共感いただける記事にはぜひ、「いいね！」や「シェア」をお願いいたします！

☆公式サイトもぜひご覧ください！
http://uchida-kaikei.co.jp/

長崎オフィス Facebook QRコード

2018、5

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26 ★1
27	28	29	30	31 ★1	1	2

2018、6

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

セミナーのご案内

株式会社　内田会計事務所　主催 ★1

2018 年介護報酬改定の対応策

地域医療ビジョン策定や地域包括ケアシステム構築の推進が織り込まれた2018年診療・介護報酬同時改定が施行されました。
本セミナーでは、株式会社 M&Cパートナーコンサルティング取締役の酒井麻由美先生を迎え、最新の情報をもとに今から取り組んでいくべき対応策をお伝えします。

- 日　時　平成30年5月26日（土）14：00～17：00（開場 13：30）
- 講　師　株式会社 M&C パートナーコンサルティング　取締役 医業経営コンサルタント　酒井　麻由美　先生
- 場　所　長崎県総合福祉センター　会議室（長崎市茂里町 3 番 24 号　095-846-8603）
- 受講料　お一人様 3,000円（税込）
- 定　員　先着50名様

【 税務calendar 】

▶3月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】5月31日(木) ★1

▶9月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】5月31日(木) ★1

▶確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
【納期限】5月31日(木) ★1

▶4月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】7月2日(月)

▶10月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】7月2日(月)

▶源泉所得税の納付特例適用
【納期限】7月10日(火)

アップパートナーズグループのご案内

- 税理士法人 アップパートナーズ
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 相続手続支援センター
- 一般社団法人 昇継
- 社会保険労務士法人 かぜよみ（福岡・佐賀）
- 株式会社 菅村経営（福岡・佐賀）
- 株式会社 forte ONE
- 司法書士法人ハートトラスト

【 福 岡 本 部 】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勧筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544　FAX: 092-403-6320

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054　TEL: 095-861-2064（業務時間外）　FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555　FAX: 0957-62-0556

【佐賀オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712　FAX: 0955-22-2783

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189　FAX: 0956-76-8199

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555　FAX: 093-512-0022

お問い合わせ・ご相談はこちらまで　info@upp.or.jp　http://www.upp.or.jp　UPP　検索